

令和5年度 安中市地域防災計画修正案 新旧対照表

※変更箇所は赤字にて掲載

※修正根拠を青字にて掲載

令和5年8月
安中市

頁	編・章・節	修正前	修正後
1	1-1	<p>第1節 計画の目的【県計画修正】</p> <p>1 計画の目的</p> <p>(2) 安中市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等</p> <p>(略)</p> <p>このため、国土強靱化に関する部分については、安中市国土強靱化地域計画の基本目標である、<u>(追加)</u></p> <p>ア 人命の保護が最大限図られること</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 計画の目的</p> <p>1 計画の目的</p> <p>(2) 安中市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等</p> <p>(略)</p> <p>このため、国土強靱化に関する部分については、安中市国土強靱化地域計画の基本目標である、<u>いかなる災害等が発生しようとも、</u></p> <p>ア 人命の保護が最大限図られること</p> <p>(略)</p>
9、 10	1-3	<p>第3節 本市の概況と災害記録【県計画修正】</p> <p>1 本市の概況</p> <p>(2) 浅間山の地理的環境</p> <p>群馬県と長野県の2県にまたがって位置し、頂上の噴火口は両県の境にあり、標高は2,568mである。日本の活火山の中でも頻繁に活動をくりかえす火山として有名であり、爆発型 <u>(追加)</u> の噴火が特徴である。</p> <p>記録されている最古の噴火は685年で日本書紀に書かれている。1783(天明3年)の噴火は日本の火山噴火災害中最大級のものであり、現在の鬼押し <u>(追加)</u> はその時の噴出物である。</p> <p><u>平成16年9月1日20時02分には、昭和58年4月8日以来21年ぶりに中爆発が発生した。この噴火により浅間山周辺では、空振により窓ガラスが割れ、赤熱する噴石が中腹以上の範囲に飛散し、火口の北東6km付近に3cm程度の火山礫が飛散した。降灰は北東方向の嬬恋村をはじめ、群馬県、栃木県、福島県の一部に達し、浅間山周辺の市町村(嬬恋村、長野原町、片品村)では、降灰により農業被害が発生した。また、浅間山周辺の国道では通行規制が行われ、自主避難をした住民もいた。</u></p> <p><u>その後も、浅間山の活動は活発で、平成16年9月23日、9月29日、11月14日には中爆発が発生し、浅間山周辺町村では降灰により農業被害が発生している。</u></p> <p><u>この他、平成16年9月1日から12月9日までに2千回余りの小噴火や極小規模な噴火が発生した。</u></p>	<p>第3節 本市の概況と災害記録</p> <p>1 本市の概況</p> <p>(2) 浅間山の地理的環境</p> <p>群馬県と長野県の2県にまたがって位置し、頂上の噴火口は両県の境にあり、標高は2,568mである。日本の活火山の中でも頻繁に活動をくりかえす火山として有名であり、爆発型 <u>(ブルカノ式)</u> の噴火が特徴である。</p> <p>記録されている最古の噴火は685年で日本書紀に書かれている。1783(天明3年)の噴火は日本の火山噴火災害中最大級のものであり、現在の鬼押し <u>溶岩</u> はその時の噴出物である。</p> <p>【最近の噴火等】</p> <p><u>○中噴火(爆発)(平成16年9月1日午後8時02分頃)</u></p> <p><u>昭和58年4月8日以来21年ぶりに中噴火(爆発)が発生した。この噴火により浅間山周辺では、空振により窓ガラスが割れ、赤熱する噴石が中腹以上の範囲に飛散し、火口の北東6km付近に3cm程度の火山れきが飛散した。降灰は北東方向の嬬恋村をはじめ、県内、栃木県、福島県の一部に達し、浅間山周辺の市町村(嬬恋村、長野原町、片品村)では、降灰により農業被害が発生した。また、浅間山周辺の国道では通行規制が行われ、自主避難をした住民もいた。</u></p> <p><u>○中噴火(爆発)(平成16年9月23、29日、11月14日)</u></p> <p><u>中噴火(爆発)が発生し、浅間山周辺町村では降灰により農業被害が発生した。</u></p>

			<p><u>この前後では、9月1日から12月9日までに2千回余りの小噴火やごく小規模な噴火が発生した。</u></p> <p><u>○噴火警報(火口周辺)発表(平成20年8月8日午後3時00分)</u> <u>噴火警戒レベルの引き上げ(1→2)</u></p> <p><u>気象庁は、7月頃から火山性地震がやや多い状態で推移し、8月以降更に増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があることから、噴火警戒レベルを1から2(火口周辺規制、概ね2km)に引き上げた。</u></p> <p><u>その後、8月10日、11日、14日にごく小規模な噴火が計3回発生した。</u></p> <p><u>○小噴火(平成21年2月2日午前1時51分頃)</u> <u>噴火警戒レベルが引き上げられた翌2月2日には、小規模な噴火が発生し、大きな噴石が山頂火口の北西1~1.2km間に飛散し、噴煙は火口縁上2,000mに達して南東方向に流れ、長野県軽井沢町のほか、埼玉県、東京都、神奈川県など関東地方南部及び伊豆大島でも降灰が確認された。</u></p> <p><u>その後、同年4月7日のレベル引き下げまでに「小規模の噴火」が1回、「ごく小規模な噴火」が8回発生した。さらに5月27日までに「ごく小規模な噴火」が4回発生した後は、噴火は発生していない。</u></p> <p><u>(噴火警戒レベル3の表現については、2月3日午前9時30分に「火口から4kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性」に変更された。)</u></p> <p><u>○噴火警報(火口周辺)発表(平成27年6月11日午後3時30分)</u> <u>噴火警戒レベルの引き上げ(1→2)</u></p> <p><u>気象庁は、4月下旬頃から火山性地震が多い状態で推移し、二酸化硫黄の放出量も増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があることから、噴火警戒レベルを1から2(火口周辺規制、概ね2km)に引き上げた。</u></p> <p><u>その後、6月16日、19日にごく小規模な噴火が計2回発生した。</u></p> <p><u>○小規模噴火(令和元年8月7日午後10時08分頃)</u> <u>平成27年6月19日以来4年ぶりに小規模な噴火が発生し、大きな噴石が山頂火口から200m程度に達し、噴煙は火口縁上1,800m以上に達して北方向に流れた。</u></p> <p><u>噴火発生から2分後には、気象庁から噴火速報が発表された。</u></p> <p><u>○小規模噴火(令和元年8月25日午後7時28分頃)</u> <u>小規模な噴火が発生し、噴煙は火口縁上600mに達して東方向に流れた。</u></p>
--	--	--	---

10	1-3	<p>(4) 気象【表現修正】</p> <p>本市は、いわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「空っ風」が強く、4月から5月上旬にかけて晩霜があるのが特色である。</p> <p>「空っ風」とは、一般的に山を越えて吹きつける下降気流のことを指す。西高東低の気圧配置によって大陸方面の冷たい空気が三国山脈で雪を降らして水蒸気を失うと、その乾燥した空気が碓氷川や九十九川の溪谷に沿って吹きおろす<u>ので</u>、西風となる<u>のである</u>。</p> <p>また晩霜は、大陸に発達した移動性高気圧が東進し、この高気圧に覆われると無風で晴天に<u>なり</u>、<u>この</u>ため夜間の放射冷却が盛んになり、地表付近の蒸気が凍結する<u>ためである</u>。霜害の起きる場合は、ほとんど限定されている<u>もので</u>俗にいう霜場が存在する。これらは地形的<u>なもので</u>冷却した空気が停滞しやすいからである。</p> <p>気温は、夏期冬期の一時期をのぞいては<u>全般的に</u>温暖である。<u>降雨量は、年間約1,000mm程度で6・7・9月に最も多く年間降雨量の約50%を占め、冬期は晴天が続き雨量は著しく少なく乾燥度は高いが全般的には良い気象条件である。</u></p>	<p>(4) 気象</p> <p>本市は、いわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「空っ風」が強く、4月から5月上旬にかけて晩霜があるのが特色である。</p> <p>「空っ風」とは、一般的に山を越えて吹きつける下降気流のことを指す。西高東低の気圧配置によって大陸方面の冷たい空気が三国山脈で雪を降らして水蒸気を失うと、その乾燥した空気が碓氷川や九十九川の溪谷に沿って吹きおろす<u>ため</u>、西風となる<u>(削除)</u>。</p> <p>また晩霜は、大陸に発達した移動性高気圧が東進し、この高気圧に覆われると無風で晴天に<u>なる</u>ため夜間の放射冷却が盛んになり、地表付近の蒸気が凍結する<u>ことで発生する</u>。霜害が起きる場所は、ほとんど限定されており、俗にいう霜場が存在する。これらは地形的<u>に</u>冷却した空気が停滞しやすいからである。</p> <p>気温は、夏期冬期の一時期をのぞき<u>全般的に</u>温暖である。<u>年間降雨量約1,000mmのうち、約50%を6・7・9月の降雨量が占めている。冬期は晴天が続き雨量が著しく少ないため、乾燥度は高いが全般的に(削除)良い気象条件である。</u></p>
19	2-1	<p>第1章 災害予防計画【県計画修正】</p> <p>●(略)</p> <p>●地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項(略)</p> <p>また、市及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。</p> <p><u>さらに、市は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市、県、その他防災関係機関は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。</u></p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>●(略)</p> <p>●地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項(略)</p> <p>また、市及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。</p> <p><u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>災害時の備えとして、市、県及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>

			<p>する。</p> <p><u>その上で</u>、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。</p>
20	2-1-1	<p>第1節 水害予防計画【現状に合わせた修正】</p> <p>3 洪水浸水想定区域における対策</p> <p>(1) 市は、<u>洪水浸水想定区域が指定されていない</u>中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p>	<p>第1節 水害予防計画</p> <p>3 洪水浸水想定区域における対策</p> <p>(1) 市は(<u>削除</u>)中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p>
24	2-1-3	<p>8 除雪(雪下ろしを含む)援助体制の整備【<u>県計画修正</u>】</p> <p><u>(追加)</u> (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>8 除雪(雪下ろしを含む)援助体制の整備</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2) 市及び県は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。</u></p>
26	2-1-5	<p>第5節 建築物の安全性の確保【<u>県計画修正</u>】</p> <p>1~4 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第5節 建築物の安全性の確保</p> <p>1~4 (略)</p> <p><u>5 盛土による災害防止</u></p> <p><u>市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、市は当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、必要に応じて、県に対して助言や支援を求めることとする。</u></p>
32、33	2-1-10	<p>第10節 避難体制の整備【<u>県計画修正</u>】</p> <p>1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(3) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>ア 指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の設置に努め <u>(追加)</u> するものとする。</p>	<p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(3) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>ア 指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の設置に努め、<u>備蓄</u></p>

		<p>イ(略)</p> <p>ウ 指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常電源、通信機器等、避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ・ラジオ等、避難者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。</p> <p>エ(略)</p> <p>オ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家（追加）等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>カ(略)</p> <p>(4) 福祉避難所</p> <p>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者（追加）等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するように努める。</p> <p>（追加）</p> <p>イ～エ(略)</p>	<p>のためのスペースの整備等を進めるものとする。</p> <p>イ(略)</p> <p>ウ 指定避難所において貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて（削除）電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>エ(略)</p> <p>オ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>カ(略)</p> <p>(4) 福祉避難所</p> <p>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>イ～エ(略)</p>
37	2-1-11	<p>第11節 防災関係機関との連携体制の整備【県計画修正】</p> <p>9 水災に対する連携体制の構築</p> <p>水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、県（河川課）が組織する「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」（追加）等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p>	<p>第11節 防災関係機関との連携体制の整備</p> <p>9 水災に対する連携体制の構築</p> <p>水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、県（河川課）が組織する「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</p>

38	2-1-12	<p>第12節 防災中枢機能の確保【県計画修正】</p> <p>2 災害応急対策に当たる機関の責任</p> <p>市は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、(追加) 代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備等の整備及び十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p>	<p>第12節 防災中枢機能の確保</p> <p>2 災害応急対策に当たる機関の責任</p> <p>市は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備等の整備及び十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p>
39	2-1-13	<p>第13節 災害備蓄物資及び資機材の確保【県計画修正】</p> <p>2 救助・救急及び医療活動体制の整備</p> <p>(追加)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第13節 災害備蓄物資及び資機材の確保</p> <p>2 救助・救急及び医療活動体制の整備</p> <p>(1) 救急・救助体制及び機能の強化</p> <p>市及び、消防機関、県警察、自衛隊、県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
42 ～ 44	2-1-16	<p>第16節 防災知識の普及計画</p> <p>1 防災知識の普及【市機構改革】</p> <p>(1) 広報の担当者</p> <p>防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関において適宜の方法により行うものとする。市においては、秘書課(広報広聴係)をはじめとする関係課が実施するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 理解しやすい防災情報の提供 (略)</p> <p>3 学校教育による防災知識の普及【県計画修正】</p> <p>(追加) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第16節 防災知識の普及計画</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>(1) 広報の担当者</p> <p>防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関において適宜の方法により行うものとする。市においては、秘書課(削除)をはじめとする関係課が実施するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 理解しやすい防災情報の提供 (略)</p> <p>3 学校教育による防災知識の普及</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</p>

46	2-1-17	<p>第17節 市民、事業所等による防災活動の環境整備【県計画修正】</p> <p>4 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携</p> <p>市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、(追加)研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第17節 市民、事業所等による防災活動の環境整備</p> <p>4 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携</p> <p>市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(5) (略)</p>																																					
55	2-2-1	<p>第2章 災害応急対策【基準変更】【表構成変更】【県計画修正】</p> <p>第1節 災害発生直前対策</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報等</p> <table border="1" data-bbox="293 817 1202 1244"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象注意報</td> <td>風雪注意報</td> <td>平均風速が13m/s以上で、雪を伴い、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>平均風速が13m/s以上で、強風による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 表面雨量指数(追加) 8 土壌雨量指数基準 69 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類		発 表 基 準	気象注意報	風雪注意報	平均風速が13m/s以上で、雪を伴い、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	平均風速が13m/s以上で、強風による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 表面雨量指数 (追加) 8 土壌雨量指数基準 69 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前対策</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報等</p> <table border="1" data-bbox="1220 817 2139 1476"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般の利用に適合するもの</td> <td rowspan="4">特別警報</td> <td>大雨特別警報</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたときに発表される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地面現象特別警報(※1)</td> <td>大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">浸水特別警報(※1)</td> <td>大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重大な被害が予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3">気象警報</td> <td>暴風警報</td> <td>平均風速が18m/s以上で、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>平均風速が18m/s以上で、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想され</td> </tr> </tbody> </table>	種 類		発 表 基 準	一般の利用に適合するもの	特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたときに発表される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。	地面現象特別警報(※1)		大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	浸水特別警報(※1)		大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重大な被害が予想されたときに発表される。	—	気象警報	暴風警報	平均風速が18m/s以上で、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	平均風速が18m/s以上で、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想され
種 類		発 表 基 準																																						
気象注意報	風雪注意報	平均風速が13m/s以上で、雪を伴い、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																						
	強風注意報	平均風速が13m/s以上で、強風による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																						
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 表面雨量指数 (追加) 8 土壌雨量指数基準 69 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																						
種 類		発 表 基 準																																						
一般の利用に適合するもの	特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたときに発表される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当																																					
		暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想されたときに発表される。																																					
		暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。																																					
		大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。																																					
	地面現象特別警報(※1)		大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																					
浸水特別警報(※1)		大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重大な被害が予想されたときに発表される。																																						
—	気象警報	暴風警報	平均風速が18m/s以上で、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																					
		暴風雪警報	平均風速が18m/s以上で、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																					
		大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想され																																					

一般の 利用に 適合する もの	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 碓氷川流域:22 柳瀬川流域:8.6 増田川流域:11.1 九十九川流域:17.4 秋間川流域: 7.4 後閑川流域:7.6 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	たどきに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 次の基準に到達することが予想される場合。 浸水害 表面雨量指数基準 12 土砂災害 土壌雨量指数基準 139 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当			
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが山地で10cm以上、平地で5cm以上と予想されたときに発表される。		洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 次の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 碓氷川流域:27.6 柳瀬川流域:10.8 増田川流域:13.9 九十九川流域:21.8 秋間川流域: 9.4 後閑川流域:9.6 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当	
	低温注意報	低温によって農作物や水道管(凍結や破裂)等に著しい被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 夏季:低温のため、農作物に著しい被害が予想されたときに発表される。 冬季:最低気温が-6℃以下と予想されたときに発表される。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが山地で30cm以上、平地で20cm以上と予想されたときに発表される。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 視程が100m以下になると予想されたときに発表される。		地面現象警報(※2)	大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷注意報	落雷等による被害が予想されたときに発表される。		浸水警報(※2)	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重大な被害が予想されたときに発表される。	
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されたときに発表される。 最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下になると予想されたときに発表される。		記録的短時間大雨情報	1時間雨量:100mm	
	なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 1 積雪があって、24時間の降雪の深さが30cm以上のとき。 2 積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上のとき。		水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨警報(※3) 水防活動用洪水警報(※3)	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。 一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
	着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が予想されたときに発表される。		気象注意報	風雪注意報	平均風速が13m/s以上で、雪を伴い、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	霜注意報	早霜、晩霜等により、農作物に著しい被害が予想されたときに発表される。 早霜・晩霜期に最低気温が+3℃以下と予想されたときに発表される。			強風注意報	平均風速が13m/s以上で、強風による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
					大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 69 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

一般の 利用に 適合するもの	地面現象注意報(※1)	大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	一般の 利用に 適合するもの	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 碓氷川流域:2.2 柳瀬川流域:8.6 増田川流域:11.1 九十九川流域:17.4 秋間川流域:7.5 後閑川流域:7.6避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	浸水注意報(※1)	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等により、被害が予想されたときに発表される。		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが山地で10cm以上、平地で5cm以上と予想されたときに発表される。	
	水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨注意報(※2)		一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。	低温注意報	低温によって農作物や水道管(凍結や破裂)等に著しい被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 夏季:低温のため、農作物に著しい被害が予想されたときに発表される。 冬季:最低気温が-6℃以下と予想されたときに発表される。
		水防活動用洪水注意報(※2)		一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 視程が100m以下になると予想されたときに発表される。
	気象警報	暴風警報		平均風速が18m/s以上で、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷等による被害が予想されたときに発表される。
		暴風雪警報		平均風速が18m/s以上で、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されたときに発表される。 最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下になると予想されたときに発表される。
		大雨警報		大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 次の基準に到達することが予想される場合。 浸水害 表面雨量指数基準 12 土砂災害 土壌雨量指数基準 139 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当	なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 1 積雪があつて、24時間の降雪の深さが30cm以上のとき。 2 積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上のとき。
		洪水警報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 次の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 碓氷川流域:27.6 柳瀬川流域:10.8 増田川流域:13.9 九十九川流域:21.8 秋間川流域 9.3 後閑川流域:9.6 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当	着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が予想されたときに発表される。
	地面現象警報(※1)	大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		霜注意報	早霜、晩霜等により、農作物に著しい被害が予想されたときに発表される。 早霜・晩霜期に最低気温が+3℃以下と予想されたときに発表される。	
	浸水警報(※1)	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重大な被害が予想されたときに発表される。		地面現象注意報(※2)	大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
			浸水注意報(※2)	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若		

		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量：100mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動の利用に適合するもの</td> <td>水防活動用大雨警報(※2)</td> <td>一般の利用に適合する大雨警報と同じ。</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水警報(※2)</td> <td>一般の利用に適合する洪水警報と同じ。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般の利用に適合するもの</td> <td>特別警報</td> <td>大雨特別警報 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたときに発表される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当</td> </tr> <tr> <td></td> <td>暴風特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>暴風雪特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大雪特別警報 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </table> <p>(注) ア 発表基準欄に記載した数値は、群馬県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。</p> <p>イ (追加)</p> <p>※1…この<u>注意報・警報</u>は、<u>標題を出さずに気象注意報・警報に含めて行う。</u></p> <p>※2…水防活動の利用に適合する<u>注意報・警報</u>は、一般の利用に適合する<u>注意報・警報</u>のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動の語は使用しない。(追加)</p> <p>ウ (追加) <u>注意報・警報</u>は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな(追加) <u>注意報・警報</u>が発表されるときは、これまで継続中の(追加) <u>注意報・警報</u>は自動的に解除されて、新たな(追加) <u>注意報・警報</u>に切り替えられる。</p>		記録的短時間大雨情報	1時間雨量：100mm	水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨警報(※2)	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。	水防活動用洪水警報(※2)	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。	一般の利用に適合するもの	特別警報	大雨特別警報 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたときに発表される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当		暴風特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想されたときに発表される。		暴風雪特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。		大雪特別警報 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。		(追加)	(追加)		(追加)	(追加)	<p>しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等により、被害が予想されたときに発表される。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">水防活動の利用に適合するもの</td> <td>水防活動用大雨注意報(※3)</td> <td>一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水注意報(※3)</td> <td>一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。</td> </tr> </table> <p>(注) ア 発表基準欄に記載した数値は、群馬県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。</p> <p>イ ※1…<u>地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。また、浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。</u></p> <p>※2…この<u>警報・注意報</u>は、<u>その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。</u></p> <p>※3…水防活動の利用に適合する<u>警報・注意報</u>は、一般の利用に適合する<u>特別警報・警報・注意報</u>のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動の語は使用しない。<u>なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</u></p> <p>ウ <u>特別警報・警報・注意報</u>は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな<u>特別警報・警報・注意報</u>が発表されるときは、これまで継続中の<u>特別警報・警報・注意報</u>は自動的に解除されて、新たな<u>特別警報・警報・注意報</u>に切り替えられる。</p>	水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨注意報(※3)	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。	水防活動用洪水注意報(※3)	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量：100mm																													
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨警報(※2)	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。																													
	水防活動用洪水警報(※2)	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。																													
一般の利用に適合するもの	特別警報	大雨特別警報 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたときに発表される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当																													
		暴風特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想されたときに発表される。																													
		暴風雪特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。																													
		大雪特別警報 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。																													
	(追加)	(追加)																													
	(追加)	(追加)																													
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨注意報(※3)	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。																													
	水防活動用洪水注意報(※3)	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。																													
57、58	2-2-1	<p>(2) 大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等【県計画修正】 警報の危険度分布(キキクル)等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	<p>(2) 大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等 警報の危険度分布(キキクル)等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																				
種類	概要																														
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																														
種類	概要																														
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																														

			<ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 			<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫):<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	
		大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	(略)			大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	(略)
		洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫):<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 			洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</u> ・「危険」(紫):<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
		流域雨量指数の予測値	(略)			流域雨量指数の予測値	(略)

66 2-2-2 安中市災害警戒本部組織図【市機構改革】

部長(災害警戒本部会議構成員)	班 長	班 員
副市長(災害警戒本部長)	-	-
企画 <u>経営</u> 部長	秘書 <u>政策</u> 課長 (追加) 財政課長 資産活用課長 地域 <u>創造</u> 課長 情報戦略課長	-
総務部長【危機管理監】 (災害警戒副本部長)	危機管理課長 行政課長 職員課長 (追加) (追加)	危機管理課全員 アマ無線保持者

安中市災害警戒本部組織図

部長(災害警戒本部会議構成員)	班 長	班 員
副市長(災害警戒本部長)	-	-
企画 <u>政策</u> 部長	秘書課長 <u>政策・デジタル推進</u> 課長 財政課長 資産活用課長 (削除) (削除)	-
総務部長【危機管理監】 (災害警戒副本部長)	危機管理課長 行政課長 職員課長 <u>税務</u> 課長 <u>収納</u> 課長	危機管理課全員 アマ無線保持者

		<table border="1"> <tr> <td>市民課長 国保年金課長 <u>(追加)</u> 税務課長 収納課長</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部長 <u>(略)</u></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td><u>建設</u>部長 土木課長 <u>(追加)</u> 都市整備課長 建築住宅課長</td> <td>庶務係長 工務1係全員 維持管理係全員 <u>工務2係全員</u></td> </tr> <tr> <td><u>産業環境</u>部長 <u>(追加)</u> 農林課長 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 観光経済課長 環境政策課長</td> <td>農林振興係長 農村整備係全員 <u>(追加)</u>鳥獣対策係長 <u>耕地整備係長</u></td> </tr> <tr> <td>上下水道部長 <u>(略)</u></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>松井田支所長 管理係長 住民福祉課長</td> <td>管理係全員 <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>議会事務局長 <u>(略)</u></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>教育部長 総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 <u>文化財保護課長</u> <u>スポーツ課長</u></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td><u>(略)</u></td> </tr> </table>	市民課長 国保年金課長 <u>(追加)</u> 税務課長 収納課長	-	保健福祉部長 <u>(略)</u>	-	<u>建設</u> 部長 土木課長 <u>(追加)</u> 都市整備課長 建築住宅課長	庶務係長 工務1係全員 維持管理係全員 <u>工務2係全員</u>	<u>産業環境</u> 部長 <u>(追加)</u> 農林課長 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 観光経済課長 環境政策課長	農林振興係長 農村整備係全員 <u>(追加)</u> 鳥獣対策係長 <u>耕地整備係長</u>	上下水道部長 <u>(略)</u>	-	松井田支所長 管理係長 住民福祉課長	管理係全員 <u>(追加)</u>	議会事務局長 <u>(略)</u>	-	教育部長 総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 <u>文化財保護課長</u> <u>スポーツ課長</u>	-	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<table border="1"> <tr> <td>市民課長 国保年金課長 <u>環境政策課長</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部長 <u>(略)</u></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td><u>まちづくり</u>部長 土木課長 <u>都市計画課長</u> 都市整備課長 建築住宅課長</td> <td>庶務係長 <u>工務係</u>全員 維持管理係全員 <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>みりよく創出</u>部長 <u>商工課長</u> 農林課長 <u>観光課長</u> <u>スポーツ課長</u> <u>文化財課長</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></td> <td><u>農政係長</u> 農村整備係全員 <u>林政</u>鳥獣対策係長 <u>松義台地土地改良区係長</u></td> </tr> <tr> <td>上下水道部長 <u>(略)</u></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>松井田支所長 <u>松井田振興課長</u> 住民福祉課長</td> <td>管理係全員 <u>土木係</u>全員</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長 <u>(略)</u></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>教育部長 総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td><u>(略)</u></td> </tr> </table>	市民課長 国保年金課長 <u>環境政策課長</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	-	保健福祉部長 <u>(略)</u>	-	<u>まちづくり</u> 部長 土木課長 <u>都市計画課長</u> 都市整備課長 建築住宅課長	庶務係長 <u>工務係</u> 全員 維持管理係全員 <u>(削除)</u>	<u>みりよく創出</u> 部長 <u>商工課長</u> 農林課長 <u>観光課長</u> <u>スポーツ課長</u> <u>文化財課長</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>農政係長</u> 農村整備係全員 <u>林政</u> 鳥獣対策係長 <u>松義台地土地改良区係長</u>	上下水道部長 <u>(略)</u>	-	松井田支所長 <u>松井田振興課長</u> 住民福祉課長	管理係全員 <u>土木係</u> 全員	議会事務局長 <u>(略)</u>	-	教育部長 総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	-	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
市民課長 国保年金課長 <u>(追加)</u> 税務課長 収納課長	-																																						
保健福祉部長 <u>(略)</u>	-																																						
<u>建設</u> 部長 土木課長 <u>(追加)</u> 都市整備課長 建築住宅課長	庶務係長 工務1係全員 維持管理係全員 <u>工務2係全員</u>																																						
<u>産業環境</u> 部長 <u>(追加)</u> 農林課長 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 観光経済課長 環境政策課長	農林振興係長 農村整備係全員 <u>(追加)</u> 鳥獣対策係長 <u>耕地整備係長</u>																																						
上下水道部長 <u>(略)</u>	-																																						
松井田支所長 管理係長 住民福祉課長	管理係全員 <u>(追加)</u>																																						
議会事務局長 <u>(略)</u>	-																																						
教育部長 総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 <u>文化財保護課長</u> <u>スポーツ課長</u>	-																																						
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>																																						
市民課長 国保年金課長 <u>環境政策課長</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	-																																						
保健福祉部長 <u>(略)</u>	-																																						
<u>まちづくり</u> 部長 土木課長 <u>都市計画課長</u> 都市整備課長 建築住宅課長	庶務係長 <u>工務係</u> 全員 維持管理係全員 <u>(削除)</u>																																						
<u>みりよく創出</u> 部長 <u>商工課長</u> 農林課長 <u>観光課長</u> <u>スポーツ課長</u> <u>文化財課長</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>農政係長</u> 農村整備係全員 <u>林政</u> 鳥獣対策係長 <u>松義台地土地改良区係長</u>																																						
上下水道部長 <u>(略)</u>	-																																						
松井田支所長 <u>松井田振興課長</u> 住民福祉課長	管理係全員 <u>土木係</u> 全員																																						
議会事務局長 <u>(略)</u>	-																																						
教育部長 総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	-																																						
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>																																						
67	2-2-2	災害警戒本部の任務【市機構改革】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>主な任務 〈3時間以内の目標〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〈情報総括担当〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>総務管理課</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	担当課	主な任務 〈3時間以内の目標〉	災害警戒本部	(略)	〈情報総括担当〉		危機管理課	(略)	<u>総務管理課</u>		(略)	(略)	災害警戒本部の任務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>主な任務 〈3時間以内の目標〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〈情報総括担当〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>松井田振興課</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	担当課	主な任務 〈3時間以内の目標〉	災害警戒本部	(略)	〈情報総括担当〉		危機管理課	(略)	<u>松井田振興課</u>		(略)	(略)												
担当課	主な任務 〈3時間以内の目標〉																																						
災害警戒本部	(略)																																						
〈情報総括担当〉																																							
危機管理課	(略)																																						
<u>総務管理課</u>																																							
(略)	(略)																																						
担当課	主な任務 〈3時間以内の目標〉																																						
災害警戒本部	(略)																																						
〈情報総括担当〉																																							
危機管理課	(略)																																						
<u>松井田振興課</u>																																							
(略)	(略)																																						
68	2-2-2	(3) 災害対策本部の設置【市機構改革】 <u>(略)</u>	(3) 災害対策本部の設置 <u>(略)</u>																																				

イ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び市民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。
 なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

通報又は発表先	通報又は発表の方法	責任者
庁内各部等	庁内放送による。	・危機管理課長 ・情報戦略課長
県本部	電話・Ｌアラートによる。	
一般市民	防災行政無線・メール配信サービス・市ホームページ・ツイッター・広報車により行う。	
報道機関	口頭・電話・Ｌアラートによる。	

(本表により難いときは適宜の方法により迅速に行うものとする。)
 (略)

イ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び市民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。
 なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる

通報又は発表先	通報又は発表の方法	責任者
庁内各部等	庁内放送による。	危機管理課長 秘書課長
県本部	電話・Ｌアラートによる。	
一般市民	防災行政無線・メール配信サービス・市ホームページ・ツイッター・広報車により行う。	
報道機関	口頭・電話・Ｌアラートによる。	

(本表により難いときは適宜の方法により迅速に行うものとする。)
 (略)

69 2-2-2

(5) 災害対策本部の組織【市機構改革】

ア～オ(略)

カ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

安中市災害対策本部組織図

本 部 員	企画経営部長
	総務部長
	【危機管理監】
	市民(追加)部長
	保健福祉部長
	産業環境部長
	建設部長
	上下水道部長
	松井田支所長
	議会事務局長
	教育部長
	病院事務部長
	危機管理課長
	秘書政策課長
	行政課長
市民課長	
福祉課長	
農林課長	
土木課長	
上水道工務課長	

(5) 災害対策本部の組織

ア～オ(略)

カ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

安中市災害対策本部組織図

本 部 員	企画政策部長
	総務部長
	【危機管理監】
	市民環境部長
	保健福祉部長
	みりょく創出部長
	まちづくり部長
	上下水道部長
	松井田支所長
	議会事務局長
	教育部長
	病院事務部長
	危機管理課長
	秘書(削除)課長
	行政課長
市民課長	
福祉課長	
商工課長	
土木課長	
上水道工務課長	

住 民 福 祉 課 長
議 会 事 務 局 次 長
教 委 総 務 課 長
総 務 企 画 課 長
高 崎 市 等 広 域 消 防 局 長
消 防 団 長

松 井 田 振 興 課 長
議 会 事 務 局 次 長
(削 除) 総 務 課 長
総 務 企 画 課 長
高 崎 市 等 広 域 消 防 局 長
消 防 団 長

部 (◎部長) (○副部長)	班 (班 長)	班 員
企 画 経 営 部 ◎企画経営部長 ○秘書政策課長	秘書政策班(秘書政策課長)	秘書政策課全員
	(追加)	(追加)
	財政班(財政課長)	財政課全員
	資産活用班(資産活用課長)	資産活用課全員
	地域創造班(地域創造課長)	地域創造課全員
総 務 部 ◎総務部長 【危機管理監】 ○行政課長	情報戦略班(情報戦略課長)	情報戦略課全員
	総 務 班 (危 機 管 理 課 長)	危機管理課全員(事務局職員兼務)
	行 政 班 (行 政 課 長)	行政課全員
	職 員 班 (職 員 課 長)	職員課全員
市 民 (追 加) 部 ◎市民(追加)部長 ○市民課長	(追加)	(追加)
	(追加)	(追加)
	市 民 班 (市 民 課 長)	市民課全員
	国 保 年 金 班 (国 保 年 金 課 長)	国保年金課全員
保 健 福 祉 部 ◎保健福祉部長 ○福祉課長	(追加)	(追加)
	税 務 班 (税 務 課 長) (収 納 課 長)	税務課全員 収納課全員
	福 祉 班 (福 祉 課 長) (子 ど も 課 長) (高 齢 者 支 援 課 長)	福祉課全員 子ども課全員 高齢者支援課全員
	健 康 づ く り 班 (健 康 づ く り 課 長)	健康づくり課全員
産 業 環 境 部 ◎産業環境部長 ○農林課長	(追加)	(追加)
	農 林 班 (農 林 課 長) 観 光 経 済 班 (観 光 経 済 課 長)	農林課全員 観光課全員

部 (◎部長) (○副部長)	班	班 長	班 員
企 画 政 策 部 ◎企画政策部長 ○秘書(削除)課長	秘書(削除)班	(秘書(削除)課長)	秘書(削除)課全員
	政策・デジタル推進班	政策・デジタル推進課長	政策・デジタル推進課全員
	財 政 班	財 政 課 長	財政課全員
	資 産 活 用 班	資 産 活 用 課 長	資産活用課全員
	(削除)		(削除)
	(削除)		(削除)
総 務 部 ◎総務部長 【危機管理監】 ○行政課長	総 務 班	危機管理課長	危機管理課全員(事務局職員兼務)
	行 政 班	行 政 課 長	行政課全員
	職 員 班	職 員 課 長	職員課全員
	税 務 班	税務課長 収納課長	税務課全員 収納課全員
市 民 環 境 部 ◎市民環境部長 ○市民課長	市 民 班	市 民 課 長	市民課全員
	国 保 年 金 班	国 保 年 金 課 長	国保年金課全員
	環 境 政 策 班 ク リ ー ン セ ン タ ー 班	環境政策課長	環境政策課全員 クリーンセンター全員
	(削除) (削除) (削除)		(削除) (削除)
保 健 福 祉 部 ◎保健福祉部長 ○福祉課長	福 祉 班	福 祉 課 長 子 ど も 課 長 高 齢 者 支 援 課 長	福祉課全員 子ども課全員 高齢者支援課全員

		(追加)	(追加)			健康づくり班	健康づくり課長	健康づくり課全員	
		(追加)	(追加)			商工班	商工課長	商工課全員	
		環境政策班(環境政策課長)	環境政策課全員			農林班	農林課長	農林課全員	
		クリーンセンター班 (環境政策課長が兼務)	クリーンセンター全員			観光(削除)班	観光(削除)課長	観光課全員	
	建設部 ◎建設部長 ○土木課長	土木班(土木課長)	土木課全員		みりよく創出部 ◎みりよく創出部長 ○商工課長	スポーツ班	スポーツ課長	スポーツ課全員	
		(追加)	(追加)			文化財班	文化財課長	文化財課全員	
		都市整備班(都市整備課長)	都市整備課全員			(削除)	(削除)	(削除)	
		建築住宅班(建築住宅課長)	建築住宅課全員			まちづくり部 ◎まちづくり部長 ○土木課長	土木班	土木課長	土木課全員
	上下水道部 ◎上下水道部長 ○上水道工務課長	上水道事務班(上水道事務課長)	上水道事務課全員				都市計画班	都市計画課長	都市計画課全員
		上水道工務班(上水道工務課長)	上水道工務課全員				都市整備班	都市整備課長	都市整備課全員
		下水道班(下水道課長)	下水道課全員				建築住宅班	建築住宅課長	建築住宅課全員
	松井田支所 ◎松井田支所長 ○住民福祉課長	総務管理班(管理係長)	総務管理課全員			上下水道部 ◎上下水道部長 ○上水道工務課長	上水道事務班	上水道事務課長	上水道事務課全員
		住民福祉班(住民福祉課長)	住民福祉課全員				上水道工務班	上水道工務課長	上水道工務課全員
	避難応援部 ◎議会事務局長 ○議会事務局次長	避難所班(議会事務局次長) (監査委員事務局次長) (農業委員会事務局次長)	議会事務局全員 監査委員事務局全員 農業委員会事務局全員				下水道班	下水道課長	下水道課全員
		会計班(会計課長)	会計課全員		松井田支所 ◎松井田支所長 ○松井田振興課長		松井田振興班	松井田振興課長	松井田振興課全員
	教育部 ◎教育部長 ○総務課長	教委総務班(総務課長)	総務課全員				住民福祉班	住民福祉課長	住民福祉課全員
		学校教育班(学校教育課長)	学校教育課、学校関係職員全員			避難応援部 ◎議会事務局長 ○議会事務局次長	避難所班	議会事務局次長 監査委員事務局次長 農業委員会事務局次長	議会事務局全員 監査委員事務局全員 農業委員会事務局全員
		生涯学習班(生涯学習課長)	生涯学習課全員				会計班	会計課長	会計課全員
		文化財保護班(文化財保護課長)	文化財保護課全員			教育部 ◎教育部長 ○総務課長	教委総務班	総務課長	総務課全員
		スポーツ班(スポーツ課長)	スポーツ課全員				学校教育班	学校教育課長	学校教育課、学校関係職員全員
	公立病院部 ◎事務部長 ○総務企画課長	病院総務班(総務企画課長)	総務企画課全員				生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課全員
		医事班(医事課長)	医事課全員				(削除)	(削除)	(削除)
	消防部 ◎高崎市等広域消防局長 ○消防局次長	消防班(安中消防署長)	安中消防署全員 郷原分署全員 松井田分署全員				(削除)	(削除)	(削除)
	消防団部 ◎消防団長 ○前任副団長	消防団班(前任副団長)	消防団全員			公立病院部 ◎事務部長 ○総務企画課長	病院総務班	総務企画課長	総務企画課全員
							医事班	医事課長	医事課全員
						消防部 ◎高崎市等広域消防局長 ○消防局次長	消防班	安中消防署長	安中消防署全員 郷原分署全員 松井田分署全員

消 防 団 部	消 防 団 班	先 任 副 団 長	消 防 団 全 員
◎消防団長			
○先任副団長			

70	2-2-2	(6) 災害対策本部の各部各班の事務分掌【市機構改革】		
		部	班	事 務 分 掌
		企画経営部	秘書政策班	1～3(略) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) 4 本部長の特命事項に関する事 5 部内各班の総合調整に関する事
			(追加)	(追加) (追加) (追加) (追加)
			財政班	1～3(略) (追加)
			資産活用課	1 災害時の普通財産の管理及び被害状況の(追加)報告に関する事。 2 被害市有施設の応急措置に関する事。 (略) (追加)
			地域創造班	1 災害時のNPO、ボランティア等の市民活動の支援に関する事。 2 ボランティアの受入及び活用に関する事。 3 外国人対策に関する事。 4 他班任務の応援実施に関する事。
	情報戦略班	1 災害広報に関する事。 2 災害現場写真撮影に関する事。 3 災害の発表報道及び宣伝に関する事。 4 報道機関との連絡に関する事。 5 災害情報の発信(ホームページ含む)に関する事。 6 災害時の庁内情報ネットワークシステムの運用管理に関する事。 7 災害時の電子計算組織の運用に関する事。		
	総務部	総務班	1、2(略) 3 各部 連絡調整に関する事。 4 本部長又は本部会議から 指示、命令等に係る伝達に関する事。 5 防災行政無線及びメール配信サービス等 に関する事。	

(6) 災害対策本部の各部各班の事務分掌		
部	班	事 務 分 掌
企画政策部	秘書(削除)班	1～3(略) 4 災害広報に関する事 5 災害現場の写真撮影に関する事 6 災害の発表報道及び宣伝に関する事 7 報道機関との連絡に関する事 (追加)8 災害報道の発信(ホームページを含む)に関する事 (削除) 9 部内各班の総合調整に関する事
	政策・デジタル推進班	1 本部長の特命事項に関する事 2 庁内情報ネットワークシステムの運用管理に関する事 3 電子計算組織の運用管理に関する事 4 他班任務の応援実施に関する事
	財政班	1～3(略) 4 他班任務の応援実施に関する事
	資産活用班	1 (削除) 普通財産の管理、被害状況の調査及び報告に関する事 2 (削除) 市有施設の応急措置に関する事 (略) 4 他班任務の応援実施に関する事
	(削除)	(削除) (削除) (削除) (削除)
	(削除)	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
総務部	総務班	1、2(略) 3 各部の連絡調整に関する事 4 本部長又は本部会議からの指示、命令等の伝達に関する事 5 防災行政無線、メール配信サービス等の運用管理に関する事

			6~10(略) 11 その他、他班に属しないこと。			6~10(略) 11 その他、他班に属さない事項に関する	
		行政班	1 <u>災害援護等</u> に関し、住民組織への協力要請に関すること。 (略) 3 本部及び被災地区内の情報収集と連絡に関すること。 <u>(追加)</u> 4 部内各班の総合調整に関すること。		行政班	1 <u>(削除)</u> 住民組織に対する災害援護等の協力要請に関すること (略) 3 本部及び被災地区内の情報収集及び連絡に関すること 4 <u>災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること</u> 5 部内各班の総合調整に関すること	
		職員班	1 職員の動員、健康管理に関すること。 2 その他職員 <u>の動員</u> 、派遣要請及び幹旋に関すること。 3(略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>		職員班	1 職員の動員及び健康管理に関すること 2 <u>(削除)</u> 職員の <u>(削除)</u> 派遣要請及び幹旋に関すること 3(略) 4 <u>災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること</u> 5 <u>他班任務の応援実施に関すること</u>	
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>		税務班	1 <u>避難広報及び避難者の誘導、移送に関すること</u> 2 <u>被災者の調査に関すること</u> 3 <u>罹災証明及び住家の被害認定に関すること</u> 4 <u>固定資産の被害調査に関すること</u> 5 <u>市税の納税証明に関すること</u> 6 <u>市税の減免その他税金に関すること</u> 7 <u>他班任務の応援実施に関すること</u>	
	市民 <u>(追加)</u> 部	市民班	1~3(略) 4 <u>災害時の</u> 市民相談に関すること。 5 市民 <u>(追加)</u> の苦情の受付に関すること。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 6 部内各班の総合調整に関すること。		市民 <u>環境部</u>	市民班	1~3(略) 4 <u>(削除)</u> 市民相談に関すること 5 市民からの苦情の受付に関すること 6 <u>NPO、ボランティア等の市民活動の支援に関すること</u> 7 <u>ボランティアの受入及び活用に関すること</u> 8 <u>外国人対策に関すること</u> 9 部内各班の総合調整に関すること
		国保年金班	1~4(略) <u>(追加)</u>			国保年金班	1~4(略) 5 <u>他班任務の応援実施に関すること</u>
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>			環境政策班	1 <u>環境保全に関すること</u> 2 <u>環境調査及び報告に関すること</u> 3 <u>防疫活動に関すること</u> 4 <u>清掃その他食品衛生に関すること</u> 5 <u>その他衛生業務に関すること</u> 6 <u>廃棄物の処理に関すること</u> 7 <u>原子力施設事故、空間放射線量率及び飲食物等の放射性物質測定に関すること</u> 8 <u>他班任務の応援実施に関すること</u>
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>			クリーンセンター班	1 <u>清掃施設の管理に関すること</u> 2 <u>被災地区の清掃に関すること</u> 3 <u>廃棄物の処理に関すること</u> 4 <u>他班任務の応援実施に関すること</u>
		税務班	1 <u>避難広報及び避難者の誘導、移送に関すること。</u> 2 <u>被災者調査に関すること。</u> 3 <u>罹災証明及び住家の被害認定に関すること。</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	

			<p>4 固定資産の被害調査に関すること。</p> <p>5 市税の納税証明に関すること。</p> <p>6 市税の減免その他災害時の税制に関すること。</p> <p>7 他班任務の応援実施に関すること。</p>			<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
	保健福祉部	福祉班	<p>1 (略)</p> <p>2 救助、救援物資の保管、受払に関すること。</p> <p>3 義援金品の受付、保管に関すること。</p> <p>4 救助、救援物資の配分計画及び供与に関すること。</p> <p>5 災害時の保育対策に関すること。</p> <p>6 被災者の応急給与その他援護に関すること。</p> <p>7、8 (略)</p> <p>9 市福祉施設の管理に関すること。</p> <p>10 (略)</p>	保健福祉部	福祉班	<p>1 (略)</p> <p>2 救助、救援物資の保管及び受払に関すること</p> <p>3 義援金品の受付及び保管に関すること</p> <p>4 救助、救援物資の配分計画及び給与に関すること</p> <p>5 (削除) 保育対策に関すること</p> <p>6 被災者への応急措置その他援護に関すること</p> <p>7、8 (略)</p> <p>9 市有福祉施設の管理に関すること</p> <p>10 (略)</p>
		健康づくり班	<p>1～6 (略)</p> <p>7 医療関係施設 被害状況 調査 (追加) に関すること。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>(追加)</p>		健康づくり班	<p>1～6 (略)</p> <p>7 医療関係施設の被害状況の調査及び報告に関すること</p> <p>8～10 (略)</p> <p>11 他班任務の応援実施に関すること</p>
	産業環境部	(追加)	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	みりよく創出部	商工班	<p>1 中小企業者の金融対策に関すること</p> <p>2 商工業及び鉱業関係の被害状況の調査及び報告に関すること</p> <p>3 商工業団体及び鉱業諸団体、労働関係機関との連絡に関すること</p> <p>4 燃料の供給に関する情報収集及び供給要請に関すること</p> <p>5 部内各班の総合調整に関すること</p>
		農林班	<p>1 農林業 (追加) 関係 被害状況 調査及び応急対策の取りまとめ報告に関すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 農林、畜産 関係の応急措置に関すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 農地及び農業用施設の被害 (追加) 調査及び報告に関すること。</p> <p>6 部内各班の総合調整に関すること。</p>		農林班	<p>1 農林業及び畜産業関係の被害状況の調査及び応急対策 (削除) に関すること</p> <p>2 (略)</p> <p>3 農林業及び畜産業関係の応急措置に関すること</p> <p>4 (略)</p> <p>5 農地及び農業用施設の被害状況の調査及び報告に関すること</p> <p>6 他班任務の応援実施に関すること</p>
		観光経済班	<p>1 観光関係 被害 (追加) 調査及び報告に関すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市 観光施設の管理に関すること。</p> <p>4 市 観光施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 被災中小企業者の金融対策に関すること。</p> <p>7 鉱工業関係被害調査及び報告に関すること。</p> <p>8 鉱工業諸団体及び労働関係機関との連絡に関すること。</p> <p>9 燃料の供給に関する情報収集及び供給要請に関すること。</p> <p>10 他班任務の応援実施に関すること。</p>		観光 (削除) 班	<p>1 観光関係の被害状況の調査及び報告に関すること</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市有観光施設の管理に関すること</p> <p>4 市有観光施設利用者の安全確保に関すること</p> <p>5 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
		(追加)	(追加)			

		(追加) (追加) (追加) (追加)			(削除) 6 他班任務の応援実施に関する事	
	(追加)	(追加) (追加) (追加) (追加) (追加)		スポーツ班	1 被災者等に対する食料等の輸送に関する事 2 施設の災害対策及び応急復旧に関する事 3 施設利用者の安全確保に関する事 4 指定避難所となる所管施設の開設等の協力に関する事 5 他班任務の応援実施に関する事	
	環境政策班	1 災害時の環境保全に関する事。 2 災害時の環境調査及び報告に関する事。 3 防疫活動に関する事。 4 清掃その他食品衛生に関する事。 5 その他衛生業務に関する事。 6 廃棄物の処理に関する事。 7 原子力施設事故、空間放射線量率及び飲食物等の放射性物質測定に関する事。		文化財班	1 文化財の災害対策に関する事 2 施設の災害対策及び応急復旧に関する事 3 施設利用者の安全確保に関する事 4 指定避難所となる所管施設の開設等の協力に関する事 5 他班任務の応援実施に関する事	
	クリーンセンター班	1 災害時における清掃施設の管理に関する事。 2 災害地区の清掃に関する事。 3 廃棄物の処理に関する事。		(削除)	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	
建設部	土木班	1～3(略) 4 河川の危険情報(追加)並びに被害状況の調査及び報告に関する事。 5～7(略) 8 道路、橋梁等の危険情報(追加)並びに被害状況の調査及び報告に関する事。 9 災害時の排水施設に関する事。 10 災害対策に必要な土木業者等との連絡調整に関する事。 11(略)		(削除)	(削除) (削除) (削除)	
	(追加)	(追加) (追加) (追加) (追加) (追加)		まちづくり部	土木班	1～3(略) 4 河川の危険情報の収集並びに被害状況の調査及び報告に関する事 5～7(略) 8 道路、橋梁等の危険情報の収集並びに被害状況の調査及び報告に関する事 9 (削除)排水施設に関する事 10 (削除)土木業者等との連絡調整に関する事 11(略)
	都市整備班	1 都市計画事業の災害対策に関する事。 2 災害復興都市計画に関する事。 3 公園緑地及び公園施設の災害対策及び応急復旧に関する事。 4 被災宅地危険度判定士等の(追加)要請に関する事。 5 輸送機関との連絡に関する事。 6 輸送の安全確保に関する事。 7 他班任務の応援実施に関する事。		都市計画班	1 災害復興都市計画に関する事 2 被災宅地危険度判定士等の派遣要請に関する事 3 輸送機関との連絡に関する事 4 輸送の安全確保に関する事 5 他班任務の応援実施に関する事	
	建築住宅班	1 被災建築物の被害(追加)調査及び報告に関する事。		都市整備班	1 都市計画事業の災害対策に関する事 (削除) 2 公園緑地及び公園施設の災害対策及び応急復旧に関する事 (削除)	

			<p>2(略)</p> <p>3 <u>指定避難所その他</u> 応急仮設建物の建築及び被災者の仮住居の斡旋に関する事。</p> <p>4 被災建築物応急危険度判定士等の <u>(追加)</u> 要請に関する事。</p> <p>5(略)</p> <p>6 <u>災害時の</u> 空家等の対策及び特定空家に係る連絡調整に関する事。</p> <p>7、8(略)</p>			<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 他班任務の応援実施に関する事</p>
	上下水道部	上水道事務班	<p>1 上水道施設の被害状況の <u>収集</u> 及び報告 <u>取りまとめ</u> に関する事。</p> <p>2、3(略)</p> <p>4 <u>被害</u> 地区の飲料水の供給に関する事。</p> <p>5(略)</p>		建築住宅班	<p>1 被災建築物の被害 <u>状況</u> の調査及び報告に関する事</p> <p>2(略)</p> <p>3 <u>被災者用の</u> 応急仮設建物の建築及び <u>(削除)</u> 仮住居の斡旋に関する事</p> <p>4 被災建築物応急危険度判定士等の <u>派遣</u> 要請に関する事</p> <p>5(略)</p> <p>6 <u>(削除)</u> 空家等の対策 <u>(削除)</u> に関する事</p> <p>7、8(略)</p>
		上水道工務班	<p>1、2(略)</p> <p>3 水道施設の被害状況の <u>収集</u> 及び報告に関する事。</p> <p>4 浄水施設の被害状況の調査 <u>(追加)</u> に関する事。</p> <p>5、6(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>			<p>1 上水道施設の被害状況の <u>調査</u> 及び報告 <u>(削除)</u> に関する事</p> <p>2、3(略)</p> <p>4 <u>被災</u> 地区の飲料水の供給に関する事</p> <p>5(略)</p>
		下水道班	<p>1(略)</p> <p>2 下水道施設、地域し尿処理施設(秋間みのりが丘)の被害状況の <u>収集</u> 及び報告 <u>取りまとめ</u> に関する事。</p> <p><u>(追加)</u></p>			<p>1、2(略)</p> <p>3 水道施設の被害状況の <u>調査</u> 及び報告に関する事</p> <p>4 浄水施設の被害状況の調査 <u>及び報告</u> に関する事</p> <p>5、6(略)</p> <p><u>7 他班任務の応援実施に関する事</u></p>
	松井田支所	<u>総務管理</u> 班	<p>1~3(略)</p> <p>4 消防団その他民間救助団体との連絡 <u>活動</u> に関する事。</p> <p>5 防災行政無線 <u>放送</u> に関する事。</p> <p>6、7(略)</p> <p>8 <u>災害時の</u> 庁内情報ネットワークシステムの運用管理に関する事。</p> <p>9 <u>災害時の</u> 電子計算組織の運用に関する事。</p> <p>10(略)</p> <p>11 <u>災害時の</u> 環境調査及び報告に関する事。</p> <p>12(略)</p> <p>13 <u>災害時の</u> 環境保全に関する事。</p> <p>14(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>			<p>1(略)</p> <p>2 下水道施設、地域し尿処理施設(秋間みのりが丘)の被害状況の <u>調査</u> 及び報告 <u>(削除)</u> に関する事</p> <p><u>3 他班任務の応援実施に関する事</u></p>
					松井田支所	<p><u>松井田振興</u> 班</p> <p>1~3(略)</p> <p>4 消防団その他民間救助団体との連絡 <u>調整</u> に関する事</p> <p>5 防災行政無線 <u>(削除)</u> に関する事</p> <p>6、7(略)</p> <p>8 <u>(削除)</u> 庁内情報ネットワークシステムの運用管理に関する事</p> <p>9 <u>(削除)</u> 電子計算組織の運用に関する事</p> <p>10(略)</p> <p>11 <u>(削除)</u> 環境調査及び報告に関する事</p> <p>12(略)</p> <p>13 <u>(削除)</u> 環境保全に関する事</p> <p>14(略)</p> <p><u>15 道路、橋梁等の災害復旧の工事に関する事</u></p> <p><u>16 障害物の除去に関する事</u></p> <p><u>17 水防の協力に関する事</u></p> <p><u>18 河川の危険情報の収集並びに被害状況の調査及び報告に関する事</u></p> <p><u>19 河川被害の復旧工事に関する事</u></p>

		(追加) (追加) 15 (追加) 支所のいずれの班にも属さない事項に関する こと。			20 地すべり等の被害調査に関すること 21 避難の指示に関すること 22 道路、橋梁等の危険情報の収集並びに被害状況の調査 及び報告に関すること 23 排水施設に関すること 24 土木事業者等との連絡調整に関すること 25 その他支所のいずれの班にも属さない事項に関すること	
	住民福祉班	1～10(略) 11 市税の減免その他災害時の税制に関すること。 12 救助、救援物資の保管、受払に関すること。 13 義援金品の受付、保管に関すること。 14 救助、救援物資の配分計画及び供与に関すること。 15 災害時の保育対策に関すること。 16 被災者 の応急給与その他援護に関すること。 17～24(略)		住民福祉班	1～10(略) 11 市税の減免その他税金に関すること 12 救助、救援物資の保管及び受払に関すること 13 義援金品の受付及び保管に関すること 14 救助、救援物資の分配計画及び給与に関すること 15 (削除) 保育対策に関すること 16 被災者への応急措置その他援護に関すること 17～24(略)	
※ 支所の各班は関係部と連携し、相互支援体制を整えておく。本部設置後は、関係部と連絡調整 を行い、活動を実施する。						
避難・ 応援部	避難所班	1 避難計画に基づく、被災者の避難準備及び誘導に関する こと。 2(略) 3 他班任務の応援実施に関すること。		避難(削除) 応援部	1 避難計画に基づく(削除)被災者の避難準備及び誘導に 関すること 2(略) 3 部内各班の総合調整に関すること	
	会計班	1(略) 2(略) (追加)			会計班	1(略) 2(略) 3 他班任務の応援実施に関すること
教育部	教委総務班	1(略) 2 教育関係災害状況の調査及び報告に関すること。 3 教育施設等指定避難所(追加)開設 の協力に関するこ と。 4、5(略) 6 災害時における学校給食に関すること。 7(略)		教育部	1(略) 2 教育関係の被害状況の調査及び報告に関すること 3 (削除) 指定避難所となる所管施設の開設等の協力に関 すること 4、5(略) 6 (削除) 学校給食に関すること 7(略)	
	学校教育班	1 災害時における児童生徒の応急処置に関すること。 2～6(略)			学校教育班	1 (削除) 児童生徒の応急処置に関すること 2～6(略)
	生涯学習班	1 指定避難所(追加)開設 の協力に関すること。 2 他班任務の応援実施に関すること。 3 公民館等指定避難所開設の協力に関すること。			生涯学習班	1 指定避難所となる所管施設の開設等の協力に関すること

			<p>4 公民館等施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 5 公民館等施設利用者の安全確保に関すること。 (追加)</p> <p>文化財保護班 1 文化財の災害対策に関すること。 2 施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 施設利用者の安全確保に関すること。 4 指定避難所の開設に関すること。</p> <p>スポーツ班 1 被災者等に対する食料等の輸送に関すること。 2 施設における指定避難所開設の協力に関すること。 3 施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 4 施設利用者の安全確保に関すること。 5 指定避難所の開設に関すること。</p>			<p>(削除) (削除) 2 公民館等施設の災害対策及び応急復旧に関すること 3 公民館等施設利用者の安全確保に関すること (追加)</p> <p>(削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>(削除) (削除) (削除) (削除)</p>
		<p>公立病院部 病院総務班 医事班</p> <p>1 災害時救急医療に関すること。 2 部内の災害情報の取りまとめに関すること。 3、4(略)</p>		公立病院部	<p>病院総務班 医事班</p> <p>1 (削除)救急医療に関すること 2 部内の被害状況の調査及び報告に関すること 3、4(略)</p>	
		(略)			(略)	

76	2-2-2	<p>2 動員計画【市機構改革】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 動員計画</p> <p>ア 市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた「安中市災害時職員初動マニュアル」に従い職員を動員する。</p> <p>災害対策本部動員計画表</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>班員</th> <th>第1号配備</th> <th>第2号配備</th> <th>第3号配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">企画経営部</td> <td>秘書政策班</td> <td>秘書政策課全員</td> <td>課長(部長含む)</td> <td>主任以上(追加) (部長含む)</td> <td rowspan="5">全員</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>財政課全員</td> <td>課長</td> <td>主任以上</td> </tr> <tr> <td>資産活用班</td> <td>資産活用課全員</td> <td>課長</td> <td>主任以上</td> </tr> <tr> <td>地域創造班</td> <td>地域創造課全員</td> <td>課長</td> <td>主任以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報戦略班</td> <td>情報戦略課全員</td> <td>係長以上・広報担当</td> <td>主任以上・広報担当</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	班員	第1号配備	第2号配備	第3号配備	企画経営部	秘書政策班	秘書政策課全員	課長(部長含む)	主任以上(追加) (部長含む)	全員	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	財政班	財政課全員	課長	主任以上	資産活用班	資産活用課全員	課長	主任以上	地域創造班	地域創造課全員	課長	主任以上		情報戦略班	情報戦略課全員	係長以上・広報担当	主任以上・広報担当		<p>2 動員計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 動員計画</p> <p>ア 市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた「安中市災害時職員初動マニュアル」に従い職員を動員する。</p> <p>災害対策本部動員計画表</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>班員</th> <th>第1号配備</th> <th>第2号配備</th> <th>第3号配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">企画政策部</td> <td>秘書(削除)班</td> <td>秘書(削除)課全員</td> <td>係長以上・広報担当(部長含む)</td> <td>主任以上・広報担当(部長含む)</td> <td rowspan="5">全員</td> </tr> <tr> <td>政策・デジタル推進班</td> <td>政策・デジタル推進課全員</td> <td>課長</td> <td>主任以上</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>財政課全員</td> <td>課長</td> <td>主任以上</td> </tr> <tr> <td>資産活用班</td> <td>資産活用課全員</td> <td>課長</td> <td>主任以上</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	班員	第1号配備	第2号配備	第3号配備	企画政策部	秘書(削除)班	秘書(削除)課全員	係長以上・広報担当(部長含む)	主任以上・広報担当(部長含む)	全員	政策・デジタル推進班	政策・デジタル推進課全員	課長	主任以上	財政班	財政課全員	課長	主任以上	資産活用班	資産活用課全員	課長	主任以上	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
部	班	班員	第1号配備	第2号配備	第3号配備																																																														
企画経営部	秘書政策班	秘書政策課全員	課長(部長含む)	主任以上(追加) (部長含む)	全員																																																														
	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)																																																															
	財政班	財政課全員	課長	主任以上																																																															
	資産活用班	資産活用課全員	課長	主任以上																																																															
	地域創造班	地域創造課全員	課長	主任以上																																																															
	情報戦略班	情報戦略課全員	係長以上・広報担当	主任以上・広報担当																																																															
部	班	班員	第1号配備	第2号配備	第3号配備																																																														
企画政策部	秘書(削除)班	秘書(削除)課全員	係長以上・広報担当(部長含む)	主任以上・広報担当(部長含む)	全員																																																														
	政策・デジタル推進班	政策・デジタル推進課全員	課長	主任以上																																																															
	財政班	財政課全員	課長	主任以上																																																															
	資産活用班	資産活用課全員	課長	主任以上																																																															
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																															

							(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	総務部	総務班	危機管理課全員 (事務局職員兼務)	全員(部長含む)	全員(部長含む)		総務班	危機管理課全員 (事務局職員兼務)	全員(部長含む)	全員(部長含む)
		行政班	行政課全員	課長	主任以上		行政班	行政課全員	係長以上	主任以上
		職員班	職員課全員	課長	主任以上		職員班	職員課全員	係長以上	主任以上
		(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		税務班	税務課全員	課長	主任以上
			(追加)	(追加)	(追加)			収納課全員	課長	主任以上
	市民(追加)部	市民班	市民課全員	課長(部長含む)	主任以上(部長含む)		市民班	市民課全員	課長(部長含む)	主任以上(部長含む)
		国保年金班	国保年金課全員	課長	主任以上		国保年金班	国保年金課全員	課長	主任以上
		税務班	税務課全員	課長	主任以上		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
			収納課全員	課長	主任以上			(削除)	(削除)	(削除)
		(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		環境政策班	環境政策課全員	係長以上	全員
		(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		クリーンセンター班	クリーンセンター全員	＝	主任以上
	(略)						(略)			
		(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		商工班	商工課全員	課長(部長含む)	主任以上(部長含む)
	産業環境部	農林班	農林課全員	全員(部長含む)	全員(部長含む)		農林班	農林課全員	全員(削除)	全員(削除)
		観光経済班	観光経済課全員	課長	主任以上		観光(削除)班	観光(削除)課全員	課長	主任以上
		(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		スポーツ班	スポーツ課全員	係長以上	主任以上
		(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		文化財班	文化財課全員	係長以上	主任以上
		環境政策班	環境政策課全員	係長以上	全員		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
		クリーンセンター班	クリーンセンター全員	＝	主任以上		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	建設部	土木班	土木課全員	全員(部長含む)	全員(部長含む)		土木班	土木課全員	全員(部長含む)	全員(部長含む)
		(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		都市計画班	都市計画課全員	全員	全員
		都市整備班	都市整備課全員	全員	全員		都市整備班	都市整備課全員	全員	全員
		建築住宅班	建築住宅課全員	全員	全員		建築住宅班	建築住宅課全員	全員	全員
	(略)						(略)			
	松井田支所	総務管理班	総務管理課全員	全員(支所長含む)	全員(支所長含む)		松井田振興班	松井田振興課全員	全員(支所長含む)	全員(支所長含む)
		住民福祉班	住民福祉課全員	係長以上	全員					

		避難・ 応援部	避難所班	議会事務局全員	局長・次長	主任以上(局長含む)	住民福祉 班	住民福祉課全員	係長以上	全員		
				監査委員事務局全員	局長	主任以上		避難(削 除) 応援部	避難所班	議会事務局全員	係長以上	主任以上(局長含む)
				農業委員会事務局全員	局長	主任以上				監査委員事務局全員	係長以上	主任以上
			会計班	会計課全員	課長	主任以上				農業委員会事務局全員	係長以上	主任以上
			教育部	教委総務班	総務課全員	係長以上(部長含む)		主任以上(部長含む)	会計班	会計課全員	課長	主任以上
				学校教育班	学校教育課、 学校関係職員全員	係長以上		主任以上	教育部	教委総務班	総務課全員	係長以上(部長含む)
		生涯学習班		生涯学習課全員	係長以上	主任以上		学校教育班		学校教育課、 学校関係職員全員	係長以上	主任以上
		文化財保護班		文化財保護課全員	係長以上	主任以上		生涯学習班		生涯学習課全員	係長以上	主任以上
		スポーツ班		スポーツ課全員	係長以上	主任以上		(削除)		(削除)	(削除)	(削除)
		(略)				(削除)		(削除)		(削除)	(削除)	

77 2-2-3 第3節 災害情報の収集・連絡【県計画修正】
市、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。(追加)また、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。
(略)

第3節 災害情報の収集・連絡
市、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。特に、安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。
また、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。
(略)

78 2-2-3 3 市における災害情報の連絡【名称修正】
市における災害情報の連絡は、次による。
(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

3 市における災害情報の連絡
市における災害情報の連絡は、次による。
(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

		<p>ア 「災害報告(追加)要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防防第267号消防庁長官通知)の規定により、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を經由して県危機管理課に報告する。</p> <p>イ(略)</p> <p>(2)、(3)(略)</p>	<p>ア 「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防防第267号消防庁長官通知)の規定により、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を經由して県危機管理課に報告する。</p> <p>イ～オ(略)</p> <p>(2)、(3)(略)</p>
88	2-2-7	<p>第7節 自衛隊への災害派遣要請【県計画修正】</p> <p>1 自衛隊の災害派遣活動の範囲</p> <p>自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8)(略)</p> <p>(9) 炊飯及び給水</p> <p>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(10) 物資の無償貸付又は譲与</p> <p>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</p> <p>(11) 危険物の保安及び除去</p> <p>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>(12) その他</p> <p>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p>	<p>第7節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>1 自衛隊の災害派遣活動の範囲</p> <p>自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8)(略)</p> <p>(9) 給食及び給水</p> <p>被災者に対し、給食及び給水を実施する。</p> <p><u>(10) 入浴支援</u></p> <p><u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></p> <p>(11) 物資の無償貸付又は譲与</p> <p>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</p> <p>(12) 危険物の保安及び除去</p> <p>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>(13) その他</p> <p>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p>
96	2-2-10	<p>第10節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動【県計画修正】</p> <p>4 雪害の拡大の防止</p> <p>(1)(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2)(略)</u></p>	<p>第10節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動</p> <p>4 雪害の拡大の防止</p> <p>(1)(略)</p> <p><u>(2) 道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局(群馬運輸支局)を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管</u></p>

		(3) (略)	<p>理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>																																																						
97、98	2-2-11	<p>第11節 避難活動計画【県計画修正】【表構成変更】</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の発令</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市長は、<u>避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。</u></p> <p>カ、キ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令者</th> <th>措置</th> <th>発令する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>市長</td> <td>避難行動要支援者の避難開始の避難準備</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">避難指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市長又は知事 (基本法第60条)</td> <td>立退き及び立退き先の指示、<u>屋内安全確保</u>の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		発令者	措置	発令する場合	高齢者等避難	市長	避難行動要支援者の避難開始の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。	避難指示	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市長又は知事 (基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示、 <u>屋内安全確保</u> の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第11節 避難活動計画</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の発令</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市長は、<u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p> <p>カ、キ (略)</p> <p>ク 市は、<u>避難指示等の発令に当たり、必要に応じて指定行政機関、指定地方行政機関、県又は気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令者</th> <th>措置</th> <th>発令する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>市長又は知事 (災害対策基本法第60条)</td> <td>立退きの指示、立退き先の指示及び<u>緊急安全確保措置</u>の指示</td> <td>災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">避難指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市長又は知事 (基本法第60条)</td> <td>立退き及び立退き先の指示、<u>緊急安全確保</u>の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		発令者	措置	発令する場合	緊急安全確保	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示、立退き先の指示及び <u>緊急安全確保措置</u> の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。	避難指示	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市長又は知事 (基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示、 <u>緊急安全確保</u> の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	発令者	措置	発令する場合																																																						
高齢者等避難	市長	避難行動要支援者の避難開始の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。																																																						
避難指示	(略)	(略)	(略)																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																						
	市長又は知事 (基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示、 <u>屋内安全確保</u> の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																						
	発令者	措置	発令する場合																																																						
緊急安全確保	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示、立退き先の指示及び <u>緊急安全確保措置</u> の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。																																																						
避難指示	(略)	(略)	(略)																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																						
	市長又は知事 (基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示、 <u>緊急安全確保</u> の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																						

緊急安全確保	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示、立退き先の指示及び <u>屋内安全確保</u> の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。
--------	-------------------------	------------------------------------	--

高齢者等避難	市長	避難行動要支援者の避難開始 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
--------	----	----------------------------	--

100 2-2-11

2 具体的な発令基準【表構成変更】
(略)
(1)～(3) (略)
(4) 次の基準はあくまでも目安であり、実際の発令にあたっては現況に応じた臨機応変な対応が必要とされる。

[水害時]

情報分類	判断の基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○碓氷川の板鼻水位観測所の水位が避難判断水位に達した場合 ○浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)、または洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「警戒(赤)」となり、避難を要すると判断される場合。 ○その他河川の水位観測所の水位が水防団待機水位を超え、観測所地点上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合。 ○大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合。 ○河川が増水し、さらに水位が護岸付近まで上昇することが予想される場合。 ○堤防からの漏水等が発見された場合。 ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。(夕刻時点で発令) ○その他避難の準備を必要とする場合。
(略)	(略)
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲で 発令	<ul style="list-style-type: none"> ○決壊や越水・溢水が発生したことを把握した場合。 ○堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合。 ○大雨特別警報(浸水害)が発表された場合。 ○浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)または洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「災害切迫(黒)」となり、避難を要すると判断される場合。

(略)

[土砂災害時]

2 具体的な発令基準
(略)
(1)～(3) (略)
(4) 次の基準はあくまでも目安であり、実際の発令にあたっては現況に応じた臨機応変な対応が必要とされる。

[水害時]

情報分類	判断の基準
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲で 発令	<ul style="list-style-type: none"> ○決壊や越水・溢水が発生したことを把握した場合。 ○堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合。 ○大雨特別警報(浸水害)が発表された場合。 ○浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)または洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「災害切迫(黒)」となり、避難を要すると判断される場合。
(略)	(略)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○碓氷川の板鼻水位観測所の水位が避難判断水位に達した場合 ○浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)、または洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「警戒(赤)」となり、避難を要すると判断される場合。 ○その他河川の水位観測所の水位が水防団待機水位を超え、観測所地点上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合。 ○大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合。 ○河川が増水し、さらに水位が護岸付近まで上昇することが予想される場合。 ○堤防からの漏水等が発見された場合。 ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。(夕刻時点で発令) ○その他避難の準備を必要とする場合。

(略)

		<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報分類</th> <th>判断の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「警戒(赤)」となり、避難を要すると判断される場合。 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ○数時間後に碓氷バイパスの事前通行規制が実施されることが予想される場合。 ○夜間に警戒レベル3高齢者等避難が発令される見込みがある場合。 (夕刻時点で発令) ○その他避難の準備を必要とする場合。 ○近隣で下記のような前兆現象が発見された場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水の濁り ・流水の異常な濁り ・流木発生 ・湧水の枯渇、湧水量の増加 ・小石がばらばら落ちる ・異様なにおい(土臭い、物の焼けるようなにおいなど) 等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲で 発令</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生したことを把握した場合。 ○大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。 ○土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「災害切迫(黒)」となり、避難を要すると判断される場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報分類	判断の基準	【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「警戒(赤)」となり、避難を要すると判断される場合。 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ○数時間後に碓氷バイパスの事前通行規制が実施されることが予想される場合。 ○夜間に警戒レベル3高齢者等避難が発令される見込みがある場合。 (夕刻時点で発令) ○その他避難の準備を必要とする場合。 ○近隣で下記のような前兆現象が発見された場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水の濁り ・流水の異常な濁り ・流木発生 ・湧水の枯渇、湧水量の増加 ・小石がばらばら落ちる ・異様なにおい(土臭い、物の焼けるようなにおいなど) 等 	(略)	(略)	【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲で 発令	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生したことを把握した場合。 ○大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。 ○土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「災害切迫(黒)」となり、避難を要すると判断される場合 	<p>[土砂災害時]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報分類</th> <th>判断の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲で 発令</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生したことを把握した場合。 ○大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。 ○土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「災害切迫(黒)」となり、避難を要すると判断される場合 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「警戒(赤)」となり、避難を要すると判断される場合。 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ○数時間後に碓氷バイパスの事前通行規制が実施されることが予想される場合。 ○夜間に警戒レベル3高齢者等避難が発令される見込みがある場合。 (夕刻時点で発令) ○その他避難の準備を必要とする場合。 ○近隣で下記のような前兆現象が発見された場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水の濁り ・流水の異常な濁り ・流木発生 ・湧水の枯渇、湧水量の増加 ・小石がばらばら落ちる ・異様なにおい(土臭い、物の焼けるようなにおいなど) 等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報分類	判断の基準	【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲で 発令	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生したことを把握した場合。 ○大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。 ○土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「災害切迫(黒)」となり、避難を要すると判断される場合 	(略)	(略)	【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「警戒(赤)」となり、避難を要すると判断される場合。 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ○数時間後に碓氷バイパスの事前通行規制が実施されることが予想される場合。 ○夜間に警戒レベル3高齢者等避難が発令される見込みがある場合。 (夕刻時点で発令) ○その他避難の準備を必要とする場合。 ○近隣で下記のような前兆現象が発見された場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水の濁り ・流水の異常な濁り ・流木発生 ・湧水の枯渇、湧水量の増加 ・小石がばらばら落ちる ・異様なにおい(土臭い、物の焼けるようなにおいなど) 等
情報分類	判断の基準																		
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「警戒(赤)」となり、避難を要すると判断される場合。 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ○数時間後に碓氷バイパスの事前通行規制が実施されることが予想される場合。 ○夜間に警戒レベル3高齢者等避難が発令される見込みがある場合。 (夕刻時点で発令) ○その他避難の準備を必要とする場合。 ○近隣で下記のような前兆現象が発見された場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水の濁り ・流水の異常な濁り ・流木発生 ・湧水の枯渇、湧水量の増加 ・小石がばらばら落ちる ・異様なにおい(土臭い、物の焼けるようなにおいなど) 等 																		
(略)	(略)																		
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲で 発令	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生したことを把握した場合。 ○大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。 ○土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「災害切迫(黒)」となり、避難を要すると判断される場合 																		
情報分類	判断の基準																		
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲で 発令	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生したことを把握した場合。 ○大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。 ○土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「災害切迫(黒)」となり、避難を要すると判断される場合 																		
(略)	(略)																		
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))の危険度分布が「警戒(赤)」となり、避難を要すると判断される場合。 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ○数時間後に碓氷バイパスの事前通行規制が実施されることが予想される場合。 ○夜間に警戒レベル3高齢者等避難が発令される見込みがある場合。 (夕刻時点で発令) ○その他避難の準備を必要とする場合。 ○近隣で下記のような前兆現象が発見された場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水の濁り ・流水の異常な濁り ・流木発生 ・湧水の枯渇、湧水量の増加 ・小石がばらばら落ちる ・異様なにおい(土臭い、物の焼けるようなにおいなど) 等 																		
105	2-2-11	<p>12 良好な生活環境の確保【県計画修正】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した(追加)外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の</p>	<p>12 良好な生活環境の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNP O・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必</p>																

		<p>地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(3)、(4) (略)</p>	<p>要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(3)、(4) (略)</p>
107、108	2-2-12	<p>第12節 救助・救急活動【県計画修正】</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p>	<p>第12節 救助・救急活動</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 安否不明者の絞り込み</u></p> <p><u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、市及び県は、発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p>
109	2-2-14	<p>第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動【県計画修正】</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 食料の調達</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	<p>第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 食料の調達</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

			<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
131	2-3-1	<p>第3章 災害復旧・復興【県計画修正】</p> <p>(略)</p> <p>第1節 復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国等に対する協力の要請</p> <p>市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。(追加)</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国等に対する協力の要請</p> <p>市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p>
132	2-3-2	<p>第2節 原状復旧【県計画修正】</p> <p>2 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市は、災害廃棄物に関する情報(追加)、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>	<p>第2節 原状復旧</p> <p>2 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>
143	3-1-1	<p>第3編 震災対策編【県計画修正】</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 地盤災害予防計画(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土砂災害防止事業の推進</p> <p>(追加) 市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを国(国土交通省)等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性</p>	<p>第3編 震災対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 地盤災害予防計画(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土砂災害防止事業の推進</p> <p>(1) 市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを国(国土交通省)等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性の把</p>

		<p>の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p><u>(2) 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、法令等に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>
149	3-1-11	<p>第11節 防災関係機関との連携体制の整備【<u>県計画修正</u>】</p> <p>(略)</p> <p>1 災害応急対策に当たる機関の責任</p> <p>市及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、<u>(追加)</u>代替エネルギーシステム<u>(追加)</u>の活用を含め自家発電設備<u>(追加)</u>等の整備及び<u>(追加)</u>燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p>	<p>第11節 防災関係機関との連携体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 災害応急対策に当たる機関の責任</p> <p>市及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車</u>の活用を含め自家発電設備、<u>LPGガス災害用バルク、燃料貯蔵設備</u>等の整備及び<u>十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう</u>燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p>
152	3-1-19	<p>3 災害廃棄物対策【<u>県計画修正</u>】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市は、災害廃棄物に関する情報<u>(追加)</u>、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>	<p>3 災害廃棄物対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、<u>災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)</u>、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>
158	3-2-5	<p>第5節 通信手段の確保【<u>県計画修正</u>】</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急情報連絡用回線の設定</p> <p>市は、<u>携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線</u>の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。</p>	<p>第5節 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急情報連絡用回線の設定</p> <p>市は、<u>携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE(PS-LTE)、業務用移動通信</u>の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。</p>

164	4-1	<p>第4編 火山災害対策編【県計画修正】</p> <p>第1章 災害予防対策</p> <p>市は、火山災害対策の検討に当たり、(略)対象となる各火山の警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第4編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防対策</p> <p>市は、火山災害対策の検討に当たり、(略)対象となる各火山の警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>対象となる火山現象</u></p> <table border="1" data-bbox="1227 309 2128 1473"> <tr> <td data-bbox="1227 309 1451 472">大きな噴石</td> <td data-bbox="1451 309 2128 472"> <p>噴石(噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石)のうち、概ね 20~30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものと呼んでいる。</p> <p>避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 472 1451 635">火 碎 流</td> <td data-bbox="1451 472 2128 635"> <p>噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象。</p> <p>火碎流の速度は時速百 km 以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえるため、噴火警報等を活用した事前の避難が必要。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 635 1451 798">融雪型火山泥流</td> <td data-bbox="1451 635 2128 798"> <p>火山活動によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生し、火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象。</p> <p>流速は時速数十 km に達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前に避難することが必要。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 798 1451 893">溶 岩 流</td> <td data-bbox="1451 798 2128 893"> <p>溶けた岩石が地表を流れ下る現象。</p> <p>流下速度は地形や溶岩の温度・組成によるが、比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 893 1451 1187">小さな噴石・火山灰</td> <td data-bbox="1451 893 2128 1187"> <p>噴石(噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石)のうち、直径数 cm 程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降るものを小さな噴石と呼んでいる。</p> <p>特に火口付近では、小さな噴石でも弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。</p> <p>噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの(直径2mm 未満)を火山灰という。風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散する。火山灰は、農作物、交通機関(特に航空機)、建造物などに影響を与える。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 1187 1451 1473">火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流</td> <td data-bbox="1451 1187 2128 1473"> <p>火山において火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象を火山泥流という。火山噴出物が雪や氷河を溶かす、火砕物が水域に流入する、火口湖があふれ出す、火口からの熱水あふれ出し、降雨による火山噴出物の流動、などを原因として発生する。流速は時速数十 km に達することがある。</p> <p>水と土砂が混合して流下する現象を土石流という。流速は時速数十 km に達することがある。噴火が終息した後も継続することがある。</p> <p>土石流と火山泥流の区別は難しいが、気象庁では、降雨により火山噴出物が流動することで発生する火山泥流のことをいう場合に土石流を使</p> </td> </tr> </table>	大きな噴石	<p>噴石(噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石)のうち、概ね 20~30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものと呼んでいる。</p> <p>避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。</p>	火 碎 流	<p>噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象。</p> <p>火碎流の速度は時速百 km 以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえるため、噴火警報等を活用した事前の避難が必要。</p>	融雪型火山泥流	<p>火山活動によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生し、火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象。</p> <p>流速は時速数十 km に達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前に避難することが必要。</p>	溶 岩 流	<p>溶けた岩石が地表を流れ下る現象。</p> <p>流下速度は地形や溶岩の温度・組成によるが、比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。</p>	小さな噴石・火山灰	<p>噴石(噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石)のうち、直径数 cm 程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降るものを小さな噴石と呼んでいる。</p> <p>特に火口付近では、小さな噴石でも弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。</p> <p>噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの(直径2mm 未満)を火山灰という。風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散する。火山灰は、農作物、交通機関(特に航空機)、建造物などに影響を与える。</p>	火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	<p>火山において火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象を火山泥流という。火山噴出物が雪や氷河を溶かす、火砕物が水域に流入する、火口湖があふれ出す、火口からの熱水あふれ出し、降雨による火山噴出物の流動、などを原因として発生する。流速は時速数十 km に達することがある。</p> <p>水と土砂が混合して流下する現象を土石流という。流速は時速数十 km に達することがある。噴火が終息した後も継続することがある。</p> <p>土石流と火山泥流の区別は難しいが、気象庁では、降雨により火山噴出物が流動することで発生する火山泥流のことをいう場合に土石流を使</p>
大きな噴石	<p>噴石(噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石)のうち、概ね 20~30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものと呼んでいる。</p> <p>避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。</p>														
火 碎 流	<p>噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象。</p> <p>火碎流の速度は時速百 km 以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえるため、噴火警報等を活用した事前の避難が必要。</p>														
融雪型火山泥流	<p>火山活動によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生し、火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象。</p> <p>流速は時速数十 km に達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前に避難することが必要。</p>														
溶 岩 流	<p>溶けた岩石が地表を流れ下る現象。</p> <p>流下速度は地形や溶岩の温度・組成によるが、比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。</p>														
小さな噴石・火山灰	<p>噴石(噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石)のうち、直径数 cm 程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降るものを小さな噴石と呼んでいる。</p> <p>特に火口付近では、小さな噴石でも弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。</p> <p>噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの(直径2mm 未満)を火山灰という。風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散する。火山灰は、農作物、交通機関(特に航空機)、建造物などに影響を与える。</p>														
火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	<p>火山において火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象を火山泥流という。火山噴出物が雪や氷河を溶かす、火砕物が水域に流入する、火口湖があふれ出す、火口からの熱水あふれ出し、降雨による火山噴出物の流動、などを原因として発生する。流速は時速数十 km に達することがある。</p> <p>水と土砂が混合して流下する現象を土石流という。流速は時速数十 km に達することがある。噴火が終息した後も継続することがある。</p> <p>土石流と火山泥流の区別は難しいが、気象庁では、降雨により火山噴出物が流動することで発生する火山泥流のことをいう場合に土石流を使</p>														

			<p>用している。</p> <p><u>火山ガス</u></p> <p>火山活動により地表に噴出する高温のガスのことを火山ガスという。噴火によって溶岩や破片状の固体物質などの火山噴出物と一体となって噴出するものを含む。「噴気」ともいう。</p> <p>水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを主成分とする。</p> <p>火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等を発生する可能性がある。</p> <p>※「気象庁ホームページ、主な火山災害」より抜粋・整理</p>
173	4-2-4	<p>第2章 災害応急対策【<u>県計画修正</u>】</p> <p>第4節 事前措置及び市民等への広報</p> <p>Ⅰ 避難指示等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保措置</u>を指示するものとする。</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第4節 事前措置及び市民等への広報</p> <p>Ⅰ 避難指示等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) (3) 市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「<u>緊急安全確保措置</u>」を指示するものとする。</p>
他	-	・誤字脱字、単純な年度更新等は省略。	・誤字脱字、単純な年度更新等は省略。

※一部の表は該当部分のみ抜粋